

埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県の空き家対策及び所有者不明土地対策を推進するため、埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表の地方公共団体及び事業者団体等をもって構成する。

(議長)

第3条 連絡会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、埼玉県都市整備部まちづくり局長とする。

3 副議長は、埼玉県企画財政部地域経営局長とする。

4 議長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。

5 議長に事故があるとき等は、副議長が議長の職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は議長が招集する。

2 構成員は、指名するものを出席させることができる。

(所掌事項)

第5条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)埼玉県の空き家対策及び所有者不明土地対策の総合的推進に関すること。

(2)埼玉県の空き家対策及び所有者不明土地対策の情報・意見交換に関すること。

(3)その他、埼玉県の空き家対策及び所有者不明土地対策に必要な事項に関すること。

(専門部会)

第6条 連絡会議は、特定の事項を調査、検討させるため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会に部会長を置く。

3 専門部会は、構成員の中から、調査、検討対象の事項に応じて、連絡会議で決定した者をもって構成し、部会長は互選により決定する。

4 部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、その議長となる。

(オブザーバー)

第7条 議長は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議の公開)

第8条 連絡会議は、原則公開とする。ただし、出席した構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第9条 連絡会議の事務局は、埼玉県都市整備部建築安全課及び企画財政部土地水政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項については、議長が定める。

附則

この要綱は、平成27年 3月18日から適用する。

この要綱は、平成27年11月26日から適用する。

この要綱は、平成28年 6月16日から適用する。

この要綱は、平成２８年 ６月２８日から適用する。

この要綱は、平成３０年 ５月３０日から適用する。

この要綱は、平成３０年 ９月 ４日から適用する。

この要綱は、令和 ３年 ２月１９日から適用する。

「埼玉県空き家対策連絡会議設置要綱」を「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議設置要綱」に改め、この要綱は、令和 ７年 ２月 ３日から適用する。

この要綱は、令和 ７年 ４月 １日から適用する。

この要綱は、令和 ７年 ５月１４日から適用する。

別表（連絡会議構成員：順不同）

さいたま市	蓮田市	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
川越市	坂戸市	公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
熊谷市	幸手市	一般社団法人埼玉建築士会
川口市	鶴ヶ島市	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
行田市	日高市	一般社団法人埼玉建築設計監理協会
秩父市	吉川市	埼玉県住まいづくり協議会
所沢市	ふじみ野市	埼玉弁護士会
飯能市	白岡市	埼玉司法書士会
加須市	伊奈町	一般社団法人移住・住みかえ支援機構
本庄市	三芳町	埼玉県住宅供給公社
東松山市	毛呂山町	一般社団法人埼玉県銀行協会
春日部市	越生町	埼玉県信用金庫協会
狭山市	滑川町	埼玉土地家屋調査士会
羽生市	嵐山町	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会さいたま支部
鴻巣市	小川町	公益財団法人いきいき埼玉
深谷市	川島町	埼玉県行政書士会
上尾市	吉見町	独立行政法人住宅金融支援機構
草加市	鳩山町	一般社団法人埼玉県解体工事業協会
越谷市	ときがわ町	
蕨市	横瀬町	
戸田市	皆野町	
入間市	長瀬町	
朝霞市	小鹿野町	
志木市	東秩父村	
和光市	美里町	
新座市	神川町	
桶川市	上里町	
久喜市	寄居町	
北本市	宮代町	
八潮市	杉戸町	
富士見市	松伏町	
三郷市	埼玉県	

○オブザーバー

国土交通省関東地方整備局建政部住宅整備課
国土交通省関東地方整備局用地部用地企画課
法務省さいたま地方法務局